

議事要旨(1)企業会計基準公開草案第 16 号「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 20 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」のコメントについて

企業会計基準公開草案第 16 号「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 20 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」については、平成 18 年 11 月 1 日から 12 月 25 日まで、コメントの募集を行い、12 団体、4 個人よりコメントが寄せられた。

新井専門委員より、寄せられたコメントのうち、四半期財務諸表作成の目的や四半期財務諸表の範囲、四半期特有の会計処理、四半期決算手続きに関するコメント及びその対応案について説明がなされ、審議が行われた。

委員及びオブザーバーより、主に次のような意見があった。

(四半期損益計算書における 3 か月情報の取扱い)

- ・ 2008 年は新会計基準(四半期、在外子会社の会計方針の統一、棚卸資産、関連当事者等)、日本版 SOX 法(内部統制)、改正税制への対応等で財務諸表作成者の実務が非常に大変な状況であり、これらの点を勘案して一定の準備期間を必要とする規定を会計基準の中に設けておくべきである。
- ・ 四半期損益計算書における 3 か月情報の開示を行う場合には、企業の事務負担が増大するため、会計基準案の注記事項全体をもう一度見直すべきである。

(会計処理の原則及び手続を変更した場合の注記)

- ・ 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用に際して、適用初年度の影響額を第 1 四半期に 45 日以内での開示という制約の中で算定することは困難であるため、貸借対照表の影響額に限定するなどの配慮をすべきである。

(連結上の未実現損益の消去に係る税効果)

- ・ 利益への影響が大きい論点であるため、会計基準・適用指針の中に明確な取扱いを示すべきである。

(重要性の判断基準)

- ・ 簡便的な会計処理によることができる要件として、「財務諸表利用者に判断を誤らせない限り」と定める箇所があるが、無用な混乱を回避するため、一定の定量的な水準感を示すべきである。

以上の意見を踏まえ、引き続き、会計基準等の文案を検討していくこととした。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。